伊佐市タクシー事業者及び運転代行事業者緊急支援金(令和3年度営業時間短縮期間分) 申請要領

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、鹿児島県が令和3年8月20日から令和3年9月30日まで並びに令和4年1月27日から令和4年3月6日まで、本市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請したことに伴い、利用者の減少など大きな影響を受けた市内のタクシー業者及び運転代行業者の経営を支援するため、支援金を交付します。

2 対 象 者

(1) タクシー事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を行う者であること。

(2) 運転代行事業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第 1項に規定する自動車運転代行業を行う者であること。

3 要 件

- (1) 国土交通大臣の許可又は鹿児島県公安委員会の認定を受けている事業者であること。
- (2) <u>令和3年8月20日から令和4年3月6日までの期間に継続して、一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業を営む営業所を本市の区域内に有し、引き続き本市の区域内で事業を継続する意思がある</u>こと。
- (3) (2)に掲げる営業所に属し、かつ、<u>当該営業所を本拠地としているタクシー事業用自動</u>車(福祉タクシー等特殊車両を除く。)又は運転代行随伴用自動車を所有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2 号に規定する<u>暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活</u>動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

4 支援金の額

- (1) タクシー事業者 1台当たり 243,000円
- (2) 運転代行事業者 1台当たり 405,000円
 - ※ 支援金上限額 1事業者あたり 6,075,000円

5 申 請

(1) 申請期限

令和4年8月31日(水) ※郵送は当日消印有効、窓口持込は午後5時15分まで。

(2) 申請方法

原則郵送(当日消印有効)ですが、窓口へお持ちいただいても構いません。

郵送先 〒895-2511 伊佐市大口里2845番地2

大口ふれあいセンター2階 伊佐市 地域振興課 地域資源活用係 宛

6 申請書類

- (1) 申請書類チェックリスト
- (2) 申請書兼誓約書(様式第1号)
- (3) 車両数内訳書(様式第2号)※本市の区域内の営業所に使用の本拠の位置がある車両
- (4) 請求書(様式第4号)
- (5) 振込先の通帳の写し(下記①~④が確認できるもの) (①口座名義人・②金融機関・支店・③口座種別・④口座番号)
- (6) 下記の区分に応じて、以下の書類を添付
 - ・ タクシー事業者
 - ① 許可書(一般乗用旅客自動車運送事業)(写)
 - ② 営業車両車検証(写)
 - 運転代行事業者
 - ① 認定証(自動車運転代行業)(写)
 - ② 随伴用自動車保険証書(写)(※車両ナンバーがわかるもの)
 - ③ 随伴用自動車の写真(※認定番号と車両ナンバーが1枚に写っているもの)
 - ・ 法 人:直近の確定申告書、法人事業概況説明書の控えの写し
 - ・ 個人事業者: 直近の確定申告書、青色申告決算書、白色申告収支内訳書 又は、直近の市民税・県民税申告書の控えの写し